第5号議案

「広島県特別支援教育ビジョン」について

「広島県特別支援教育ビジョン」について,別紙のとおり改訂することを提案 します。

令和 2 年 2 月 14日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

提案の趣旨

本県の特別支援教育の推進に関して,施策の基本方針と取組を示し,令和10年度を数値目標の達成期間とした「広島県特別支援教育ビジョン」を別紙のとおり改訂する。

「広島県特別支援教育ビジョン」について

特別支援教育課

1 趣旨

広島県の特別支援教育を更に推進するため,平成20年度に策定した現在の「広島県特別支援教育ビジョン」を改訂することとした。令和10年度を数値目標の達成期間とし,施策の基本方針や取組を示した「広島県特別支援教育ビジョン」に改訂する。

2 「広島県特別支援教育ビジョン」の概要

(1) 特別支援教育の理念

一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を改善・克服するよう、適切な指導や必要な支援を行う。

(2) 施策体系

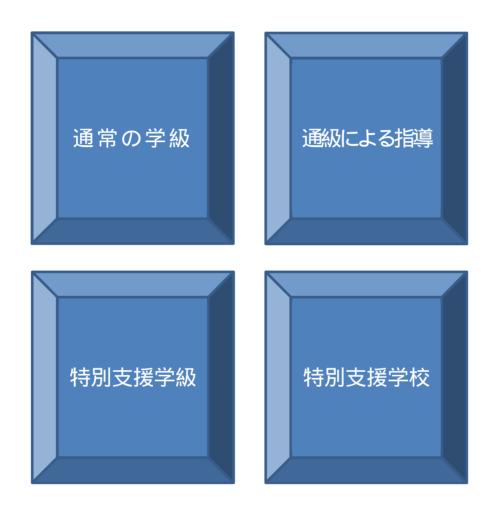
=) 13C2K1T93K		
施策体系	取組	数値目標・達成期間
ア 支援体制の整備	多様な学びの場の充実	・個別の計画等の作成率,
	各市町の就学相談支援体制の強化	活用率,有効性
	乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ	公立幼·小·中·高 100%
	目ない支援体制の整備	(R10) 等
	交流及び共同学習の充実	
	特別支援教育の保護者等への理解啓発等	
イ 教員の専門性の	学びの場に応じた研修	•特別支援学校教諭免許状
向上	通常の学級	保有率
	分かりやすい 授業づくりや集団づくり等	通級による指導 100%
	通級による指導	(R10)
	自立活動の内容や校内連携等	特別支援学級 60%
	特別支援学級	(R10)
	教育課程 , 教科指導及び学級経営等	特別支援学校 100%
	地域の中核となる教員の育成	(R10)
	特別支援学級担任,通級による指導の担当教員を対象とした免許法	
	認定講習の実施 , 受講の促進	所属校の障害種別の
	特別支援学校教員の複数障害種免許状取得の促進等	免許状保有率
ウ 特別支援学校にお	ける教育の充実	
(ア) 障害の特性	カリキュラム・マネジメントの推進	・高等部卒業者就職率の
等に応じた指	一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法,障害の特性	全国順位 1位(R10)
導及び指導上	等に応じた指導及び指導上の配慮及び評価の在り方の工夫・改善	・卒業までに技能検定1級
の配慮の充実	職業的自立を促進する教育の推進(経済団体等との連携強化、職業	を取得する者の割合
等	教育の充実 , 技能検定の実施 , ジョブサポートティーチャーの効果	100% (R10)
	的な活用,企業との連携,就職サポート隊ひろしま登録企業の増加	・ICT環境整備
	に向けた啓発)	1人/台(R10)
	授業におけるICT活用の促進,環境整備,教員の指導力の向上	・ICT活用・指導力
	重複障害のある生徒等,医療的ケアが必要な生徒等への指導の充実	100% (R10) 等
	(専門家との連携,支援機器の活用)	
	医療的ケア実施体制の強化	
	センター的機能の更なる充実(専任の教育相談主任の効果的な活用)	
	等	
(イ) 県立特別支援	知的障害のある児童生徒の増加に対応した適切な学習環境の整備	
学校の教育環境	職業教育の一層の充実	
○ → ±//**	◇後の性型は大空光がのたけたたね針	

今後の特別支援学校の在り方を検討

の充実・整備

広島県特別支援教育ビジョン

~ 多様な学びの場に応じた特別支援教育の充実 ~



令和2年2月改訂 広島県教育委員会

広島県特別支援教育ビジョンの 改訂に当たって

広島県教育委員会では,平成20年7月に策定した「広島県特別支援教育ビジョン」を基に特別支援教育ビジョン推進事業を展開し,諸施策を実施してきました。

この間,「障害者の権利に関する条約」の批准や「障害者基本法」の改正,「障害者差別解消法」の制定,「学校教育法施行令」の改正,「学習指導要領」の改訂などが行われ,これまでの取組の成果・課題や社会情勢の変化などを踏まえ,「広島県特別支援教育ビジョン」を改訂いたしました。

今後,このビジョンに基づく施策を行うことで,インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進し,障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加を図り, 「広島で学んで良かったと思える日本一の教育県」を目指します。

終わりに、この度の改訂に当たり、熱心に御協議いただいた有識者会議の皆様を始め、貴重な御意見・御提言を頂きました関係者並びに県民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年2月

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

目 次

特別支援教育の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
特別支援教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
_1 支援体制の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・	3
【 推進方針,現状,課題,今後の取組 】 【 指標 】	
2 教員の専門性の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
【 推進方針,現状,課題 】 (1)通級による指導	
(2)特別支援学級	
(3)特別支援学校	
【今後の取組】	
(1)通常の学級	
(2)特別支援学級及び通級による指導	
(3)特別支援学校	
【指標】	
2. 性则主控党抗压力计2.数套の方字	11
3 特別支援学校における教育の充実 ・・・・・・・・・・ (1)障害の特性等に応じた指導及び指導上の配慮の充実等	1 1
(1)障害の付任寺に応じた拍导及び拍导工の記慮の光美寺	11
【 推進方針 】	
ア 特別支援学校の授業の充実 ・・・・・・・・・・・・	11
【現状,課題,今後の取組】	• •
イ 職業的自立を促進する取組 ・・・・・・・・・・・	12
【 現状,課題,今後の取組 】	. –
ウ ICTの活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
【 現状,課題,今後の取組 】	
エ 医療的ケア ・・・・・・・・・・・・・・・・	15
【 現状,課題,今後の取組 】	
オ センター的機能の充実 ・・・・・・・・・・・・	17
【 現状,課題,今後の取組 】	
(2)県立特別支援学校の教育環境の充実・整備・・・・・	
	19
【 推進方針,現状,課題,今後の取組 】	19
【 推進方針,現状,課題,今後の取組 】 【 指標 】	19
,	19

特別支援教育の理念

我が国は,平成 26 年の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて,関連する国内法の整備を行ってきました。特に,教育の分野では,平成 24 年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)」が取りまとめられました。

インクルーシブ教育システムにおいては,同じ場で共に学ぶことを追求するとともに,個別の教育的ニーズ(1)のある幼児児童生徒(以下「生徒等」という。)に対して,自立と社会参加を見据えて,その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

このため,通常の学級,通級による指導,特別支援学級,特別支援学校といった,連続性のある「多様な学びの場」を用意するとともに,それぞれの学びの場を充実させていくことが必要であると考えます。

共生社会の形成に向けて,インクルーシブ教育システム構築のために特別支援教育は 必要不可欠なものです。

特別支援教育は,障害のある生徒等の自立や社会参加を図るため,一人一人の教育的 ニーズを的確に把握し,その持てる力を高め,障害による生活上や学習上の困難を改善・克服するよう,適切な指導や必要な支援を行うものです。

また,特別支援教育は,特別な支援を必要とする生徒等が在籍する全ての幼稚園,保育所,認定こども園,小学校,中学校,義務教育学校,高等学校,中等教育学校及び特別支援学校(2)において実施されるものです。

さらに,特別支援教育は,障害のある生徒等への教育にとどまらず,「障害の有無にかかわらず,県民一人一人が,相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現 (3)」の基礎となるものであり,現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

こうした考え方は,障害の有無にかかわらず,生徒等の確かな学力の向上や豊かな心の育成,さらには,現在の学校教育が抱えているいじめや不登校等を含めた様々な課題の解決にも大いに役立つものと考えます。

^(1)現在から未来にわたって豊かな生活を実現するために子供が学校教育に求めていることであり、現時点で、将来に必要と判断される事柄で、子供本人や保護者、教職員、社会のニーズ等を総合的に考察した結果として導き出せるもの。

(2) 本ビジョンにおいての表記は,次のとおりとします。

幼・保・こ・小・中・高等学校等:幼稚園,保育所,認定こども園,小学校,中学校, 義務教育学校,高等学校,中等教育学校

小・中学校等:小学校,中学校,義務教育学校,中等教育学校の前期課程 高等学校等:高等学校,中等教育学校の後期課程

(3)本県では、「第4次広島県障害者プラン」に基づき、「全ての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障害者施策を推進しています。

特別支援教育の推進

1 支援体制の整備

【推進方針】

校長のリーダーシップの下,生徒等の多様な教育的ニーズに対応できるよう 通常の学級,通級による指導(4),特別支援学級及び特別支援学校といった 多様な学びの場を充実するとともに,校種間の接続及び関係機関等(5)との 連携・協働により,乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うため の切れ目ない支援体制を整備します。

また,障害のある生徒等も障害のない生徒等も,授業内容が分かり,学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら,生きる力を身に付けられるようにするとともに,多様性を尊重する心を育む取組の充実を図ります。

さらに,特別支援教育が,教職員はもちろんのこと,保護者や県民,企業に広く理解されるよう啓発・広報活動を推進します。

【現状】

特別支援学校及び特別支援学級に在籍する生徒等,通級による指導を受けている 児童生徒のうち,知的障害及び発達障害がある生徒等が年々増加しており,生徒等 の教育的ニーズが多様化している。

県に特別支援教育指導委員会を設置し,障害のある生徒等の就学相談支援を適正に行い,特別支援教育の円滑な実施を図っている。また,市町の教育支援委員会の機能化及び適正な就学相談支援のため,市町教育委員会の専門性向上を図る研修等を行っている。

校内委員会(6)の設置や特別支援教育コーディネーター(7)の指名が,支援体制の整備が遅れていた公立幼稚園及び公立高等学校等を含む全ての公立学校において行われている。

さらに,個別の教育支援計画(8)及び個別の指導計画(9)(以下「個別の計画等」という。)の作成についても,特別な支援を必要とする生徒等の在籍校において,一つ以上作成している学校の割合が高まり,おおむね全ての公立学校で特別支援教育を推進するための基本的な支援体制は整備されている。

小・中学校等では,特別支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級に在籍する児童生徒,特別支援学校では,特別支援学校に在籍する生徒等と幼・保・こ・小・中・高等学校等に在籍する生徒等との交流及び共同学習(10)を行っている。

保護者等に対する支援として、県の特別支援教育の状況や教育相談についての幅 広い情報を紹介する教育支援ガイドブックを、県教育委員会ホームページに掲載している。

表 1 広島県内の幼・小・中・高等学校等における支援体制整備状況

(各年度9月1日現在)

校	校		個別の教育	個別の教育支援計画		当導計画	実態把握		
種	年度	の設置	育コーディネーター の指名	作成済	対象者無しを除く	作成済	対象者無しを除く	実施済	個別の計画 等の活用率
公	全国(H29)	93.2%	96.4%	61.7%	78.5%	77.0%	91.8%	97.9%	
立幼	H20	80.0%	81.4%	32.9%	-	52.9%	-	98.6%	
稚	H29	100%	100%	53.7%	66.7%	80.5%	100%	100%	
蒄	H30	100%	100%	66.7%	100.0%	66.7%	100%	100%	
公	全国(H29)	100%	100%	88.8%	94.3%	95.9%	99.1%	99.5%	
立小	H20	100%	100%	75.0%	-	84.1%	-	98.5%	-
学	H29	100%	100%	98.2%	99.1%	98.8%	99.7%	100%	60.4%
校	H30	100%	100%	97.9%	99.1%	98.8%	100.0%	100%	86.7%
公	全国(H29)	99.9%	100%	85.6%	93.0%	92.5%	97.9%	98.8%	
立中	H20	100%	100%	66.1%	-	78.5%	-	94.6%	-
学	H29	100%	100%	94.8%	97.6%	97.1%	100%	100%	81.4%
校	H30	100%	100%	96.5%	99.4%	96.5%	99.4%	100%	94.8%
公立	全国(H29)	99.3%	99.9%	37.0%	70.7%	43.6%	78.6%	94.8%	
	H20	60.4%	93.4%	5.5%	-	5.5%	-	41.8%	-
高等学校	H29	100%	100%	60.2%	62.5%	94.0%	97.5%	100%	56.6%
校	H30	100%	100%	90.4%	97.4%	92.8%	100%	100%	45.8%

単位%は,広島市立を除く全学校(園)数に対する実施済みの学校(園)数の割合を表す。

表 2 障害のある生徒等との交流及び共同学習等実施状況(平成28年度)

	小学校	中学校	高等学校
特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習	87.3%	88.4%	-
特別支援学校との交流及び共同学習(学校間交流)	8.4%	2.9%	5.9%
特別支援学校との交流及び共同学習(居住地校交流)	10.2%	4.6%	0.0%
障害のある人との交流活動	22.0%	16.8%	17.6%

広島市立を除く県内公立学校において交流及び共同学習を行った学校の割合を表す。ただし,全日制と定時制を併置する高等学校については,課程別に1校として集計している。

「学校間交流」とは、小・中学校等及び高等学校等と特別支援学校が学校間で連携して行う交流及び 共同学習のことを、「居住地校交流」とは、特別支援学校の児童生徒が居住する地域の小・中学校等及 び高等学校等が当該児童生徒を学校に受け入れて行う交流及び共同学習のことを指す。

[「]全国」の欄は政令指定都市を含む平成29年度の文部科学省の調査結果。

義務教育学校前期課程は小学校,後期課程は中学校,中等教育学校前期課程は中学校,後期課程は高等学校に含む。

公立高等学校については、通信制を除く。

個別の教育支援計画及び個別の指導計画における「対象者」とは、特別な支援を必要とする生徒等のことを表す。

実態把握欄の「個別の計画等の活用率」とは,実態把握を実施したと回答した学校のうち,実態把握の方法として

[「]前籍校から提供を受けた個別の計画等を活用した」と回答した学校の割合を表す。(広島県の独自調査である。)

【課題】

多様な教育的ニーズに対応するため,通常の学級,通級による指導,特別支援学級,特別支援学校といったそれぞれの学びの場の充実と接続が求められている。

市町において医療・福祉と連携した早期からの就学相談支援の充実を図るとともに、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した指導支援ができる仕組みを構築する必要がある。

個別の計画等が,特別な支援を必要とする生徒等全員には作成されておらず,活用状況も十分とはいえない状況にある。(11)

障害のある生徒等の増加,教育的ニーズの多様化を踏まえ,保護者に対する適切な情報提供を行うとともに,市町教育委員会が,適正な就学相談支援を推進していくことができるよう支援していく必要がある。

【今後の取組】

通常の学級,通級による指導,特別支援学級,特別支援学校といったそれぞれの学 びの場の充実を図り,多様性を尊重する心を育むための研修や情報提供を行う。

市町教育委員会を対象とした研修を実施し,各市町の就学相談支援体制の強化を 図る。また,市町教育委員会からの要請に応じ,実態把握や合理的配慮及び教育的 ニーズに係る助言等を行い,市町教育委員会の就学相談支援体制を支援する。

幼・保・こ・小・中・高等学校等が,特別な支援を必要とする生徒等全員に対して,個別の計画等を作成するとともに,サポートファイル(12)や個別の教育支援計画を校種間の接続や関係機関等との連携(13)において十分活用することにより,乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制を整備する。

障害のある生徒等と障害のない生徒等の交流及び共同学習の充実を図る。

特別支援教育が、保護者や県民、企業に広く理解されるよう啓発・広報活動を推進する。

⁽⁴⁾通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して,主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら,障害に基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態をいいます。平成30年4月から高等学校等においても通級による指導が制度化されています。

- (5)医療,福祉,保健,労働等の関係機関や民間団体をいいます。
- (6) 各学校において,校長のリーダーシップの下,全校的な支援体制を確立し,発達障害を 含む障害のある生徒等の実態把握や支援方策の検討等を行うために校内に設置する特別支 援教育に関する委員会をいいます。
- (7)学校等における特別支援教育推進の中核的な役割を担う者として,校長が指名する者をいいます。学校等が特別な教育的支援が必要と判断した生徒等について話し合う校内委員会や特別支援教育に関わる校内研修会の企画・運営をしたり,関係諸機関(療育施設,病院,大学,福祉等)や学校との連絡・調整等を行います。また,保護者の相談窓口として,保護者の悩みを聞いたり,様々な情報を提供したりする役割も担います。(参考:広島県教育委員会「特別支援教育ハンドブックNo.4」)
- (8)生徒等一人一人の教育的ニーズを正確に把握し,教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に,関係機関等との連携を図りつつ,乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って,一貫して的確な教育的支援を行うために,生徒等一人一人について作成した支援計画のことをいいます。(平成 17年 12月 18日中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」参考)
- (9)生徒等一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導を行うことができるよう,学校における教育課程,指導計画,当該生徒等の個別の教育支援計画を踏まえて,生徒等一人一人の教育的ニーズに対応して,より具体的に指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ指導計画のことをいいます。「個別の教育支援計画」が乳幼児期から学校卒業後までを通じた長期的な計画であるのに対して,「個別の指導計画」は,目標を学期や学年ごとに設定するなど短期的な計画であるともいえます。また,「個別の教育支援計画」を踏まえて「個別の指導計画」を作成・充実するという関係になります。(平成 17 年 12 月 18 日中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」参考)
- 10)障害のある子供と障害のない子供,あるいは地域の障害のある人とが触れ合い,共に活動することをいい,障害のある子供にとっても,障害のない子供にとっても,経験を深め,社会性を養い,豊かな人間性を育むとともに,お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど,大きな意義を有するものです。また「交流及び共同学習」は,相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と,教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり,この二つの側面を分かちがたいものとして捉え推進していく必要があります。(平成31年3月改訂文部科学省「交流及び共同学習ガイド」参考)
- (11)小・中・高等学校学習指導要領の改訂により、特別支援学級及び通級による指導においても個別の計画等の作成が義務付けられたことから、作成に当たり、関係機関等との一層の連携が求められています。また、通級による指導を受けていない通常の学級に在籍する児童生徒においても個別の計画等を作成し、活用するよう努めることが求められています。
- (12) 平成 20 年度に広島県が作成した「障害のある人の支援のためのサポートファイル『心をつなぐサポートファイルひろしま 結愛 ~ y u i ~ 』」。障害のある人の生育歴やケアの仕方を,乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノートであり,広島県のホームページからダウンロードが可能です。県内各市町において配付されています(市町独自の様式もあり)。
- (13)個別の教育支援計画を活用した関係機関との連携は,次のとおりです。
 - ・ 「関係機関等」としては,例えば,当該生徒等が利用する医療機関,児童発達支援や 放課後等デイサービス,保育所等訪問支援等障害児通所支援事業を行う者(指定障害児 通所支援事業者等),保健所,就労支援機関等の支援機関が考えられます。
 - ・ 各学校においては,本人や保護者の意向を踏まえつつ,効果的かつ効率的に実施する ことができるよう,情報共有を図る関係機関等やその方法を決定します。
 - ・ 個別の教育支援計画の作成時のみならず,当該計画を活用しながら,日常的に学校と 保護者,関係機関等とが連携を図ることが望ましいとされています。
 - ・ 地域においては、相談支援専門員等が、障害のある生徒等の意向を踏まえ、必要な支援を受けることができるよう関係機関等と調整する役割を担っている場合があり、関係機関等との調整に当たっては、そのような人材を活用することも有効であると考えられます。(平成30年8月27日文部科学省初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」参考)

指標

表 3 個別の計画等の作成・活用における数値目標 (各年度9月1日現在)

校 種	年度	個別の教育 支援計画の 作成率	個別の 指導計画の 作成率	個別の計画等 の活用率	個別の計画等 の有効性
公立幼稚園及び 公立幼保連携型	H 3 0	97.2%	99.5%		
認定こども園	R 1 0	100 %	100 %		100 %
公立小学校	H 3 0	87.0%	95.8%	86.7%	
ム立小子校	R 1 0	100 %	100 %	100 %	100 %
公立中学校	H 3 0	85.7%	94.0%	94.8%	
公立中子校	R 1 0	100 %	100 %	100 %	100 %
公立高等学校	H 3 0	77.4%	88.2%	45.8%	
公立同等于权	R 1 0	100 %	100 %	100 %	100 %

作成率は,特別な支援を必要とする生徒等のうち,作成した生徒数の割合を示す。

活用率は、個別の計画等の作成時に前籍校から提供を受けた個別の計画等を活用した学校の割合を示す。

有効性は,作成した個別の計画等が教職員間で共有され,生徒等の実態及び目指す姿に応じた指導に役立った割合を示す。

広島市立を除く。

2 教員の専門性の向上

【推進方針】

生徒等の自立や社会参加に向けて,教員が専門性を高め,生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握し,その持てる力を高め,生活上や学習上の困難を主体的に改善・克服できるよう,特別支援学校教諭免許状(以下「免許状」という。)(14)の取得を促進する免許法認定講習(以下「認定講習」という。)や教員長期研修派遣の実施,特別支援教育に関する研修を充実させ,通常の学級を始め,全ての学びの場における指導の充実を図ります。

【現状】

小・中学校等の自閉症・情緒障害特別支援学級を始め,特別支援学級や通級による指導の対象となる児童生徒が増加している。

認定講習を開催し,免許状の取得を推進している。

【課題】

(1)通級による指導

小・中学校等における通級による指導については,実態把握や障害特性に応じた 指導,担任との連携等において,通級による指導に特化した研修の機会が少なく, 専門性の蓄積が難しい。また,平成30年度から制度化された高等学校等における 通級による指導についても,担当教員の専門性向上を図る必要がある。

(2)特別支援学級

小・中学校等の特別支援学級については,学級数の急増や担任交代が早いことによる免許状未保有者の増加から目標の免許状保有率に達していない。また,認定講習の受講率が低い。

学級経営や障害特性に応じた指導等,特別支援学級に特化した研修の機会が少ない上,担任交代が早いことや,臨時的任用者が担任をすることがあるなど,地域の中核となる経験豊富な担任が育ちにくく,専門性の蓄積が難しい。

(3)特別支援学校

所属校の障害種別に対応する二種免許状保有率向上に優先的に取り組んだ結果, その保有率は向上したが,目標値には達していない。

表 4 特別支援学校教諭免許状保有状況(各年度5月1日現在)

年度区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
(目標値)	-	-	-	(80.0%)	(80.0%)	(80.0%)	(80.0%)	(80.0%)	(80.0%)	(80.0%)
小·中学校 通級による指導の担当 教員	63.9%	70.3%	71.1%	71.1%	69.0%	71.4%	71.2%	64.5%	67.1%	67.9%
(目標値)	-	-	-	(40.0%)	(42.0%)	(44.0%)	(46.0%)	(48.0%)	(50.0%)	(60.0%)
[全国平均]	[31.6%]	[31.3%]	[31.0%]	[30.9%]	[30.5%]	[30.5%]	[30.7%]	[30.9%]	[30.7%]	[30.8%]
小·中学校 特別支援学級担任	29.5%	30.6%	32.0%	29.9%	30.1%	33.2%	32.5%	30.3%	31.9%	32.3%
(目標値)	-	1	-	(84.0%)	(85.5%)	(87.0%)	(88.0%)	(89.0%)	(90.0%)	(100%)
[全国平均]	[69.5%]	[70.0%]	[70.3%]	[71.1%]	[71.5%]	[72.7%]	[74.3%]	[75.8%]	[77.7%]	[79.8%]
県立特別支援学校教員 (所属校の障害種別の免許状)	75.5%	74.6%	75.8%	74.3%	76.0%	79.2%	80.0%	80.2%	80.7%	81.0%

広島市を除く。(本務者のみ) 全国平均は、臨時的任用者を含む。

【今後の取組】

(1)通常の学級

教科等の一斉指導における特別支援教育の考え方を生かした分かりやすい授業づくりや集団づくり等の研修を実施し,通常の学級における指導の充実を図る。

(2)特別支援学級及び通級による指導

発達障害のある生徒等の増加に伴い,特別支援学級に在籍する児童生徒及び通 級による指導を受けている児童生徒が増加していることから,特別支援学級につ いては教育課程や教科指導,学級経営等,通級による指導については自立活動の 内容や校内連携の在り方等,それぞれの学びの場に応じた研修を行う。

研修等の実施により、地域の中核となる教員の育成に引き続き取り組む。

特別支援学級担任及び通級による指導の担当教員を対象とした認定講習を実施 し,免許状の取得を促進する。また,教育事務所・市町教育委員会と連携し,認 定講習受講を促進する。

(3)特別支援学校

採用後3年以内の単位修得及び在職年数要件(3年)を満たした時点での免許 状の取得を引き続き促進するとともに,人事異動にも対応できるよう,複数障害 種の免許状の取得を促進する。

継続して実施している認定講習の定員の拡大や単独で認定講習を実施している 広島大学等と連携して認定講習の受講機会を増やすことにより、より多くの教員 が早期に免許状を取得できるための取組を進める。

教員長期研修の派遣を継続して行うなどして教員の専門性の向上を図る。

(14) 平成 27 年 12 月 21 日の中央教育審議会答申において,「『当分の間特別支援学校教諭 免許状を所持しなくても特別支援学校の教員となることができるとされている』教育職 員免許法附則第 16 項の廃止も見据え,平成 32 年度までの間に,おおむね全ての特別支 援学校の教員が免許状を所持することを目指す」とされています。

指標

表 5 免許状保有率の数値目標(各年度5月1日現在)

区分	種別	H 3 0	R 1 0
小・中学校 通級による指導の担当教員	 障害種別の区分なし	67.9%	100%
小・中学校 特別支援学級担任		3 2 . 3 %	60%
特別支援学校教員	所属校の障害種別の免許状	8 1 . 0 %	1 0 0 %

広島市を除く。(本務者のみ)

3 特別支援学校における教育の充実

(1)障害の特性等に応じた指導及び指導上の配慮の充実等

【推進方針】

生徒等一人一人の障害の特性等に応じた指導及び指導上の配慮の充実を図ります。特に,職業的自立を促進する取組,ICTの活用等の充実を図ります。また,生涯学習への意欲を高めるとともに,重複障害のある生徒等や医療的ケア(15)の必要な生徒等に対するきめ細かい指導の充実を図ります。さらに,全ての特別支援学校がセンター的機能(16)を発揮するなど教育相談体制の充実を図ります。

ア 特別支援学校の授業の充実

【現状】

広島県では,平成 26 年に「広島版『学びの変革』アクション・プラン」を策定した。アクション・プランでは,これまでの「知識ベースの学び」に加え,「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動を推進している。

県立特別支援学校では,「主体的な学び」を促す教育活動として,自ら課題を 見付け,課題解決に向けて探究的な活動をしていく「課題発見・解決学習」を行い,その取組をホームページに掲載している。また,毎年,公開授業研究会を実施し,各校の取組を公開している。

【課題】

生徒等一人一人の障害の状態,発達段階及び教育的ニーズに応じた専門的な指導の充実を図る必要がある。

【今後の取組】

主体的・対話的で深い学びの実現に向けたカリキュラム・マネジメントを推進 する。

授業研究のより一層の充実を図り,生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法,障害の特性等に応じた指導及び指導上の配慮及び評価の在り方の工夫・改善を行う。

イ 職業的自立を促進する取組

【現状】

高等部普通科職業コース(17)の設置,職業教育の充実により,高等部卒業者の就職率は目標(40パーセント)を達成している。

特別支援学校に配置するジョブサポートティーチャー(18)を増員し,就職指導の充実を図っている。また,本県独自の特別支援学校技能検定の実施を通じて,生徒の就職意欲を高めるとともに,働く態度の育成や技能の習得を図っている。

平成 27 年 3 月に県内特別支援学校高等部を卒業した者の 3 年以内離職率は 20.1 パーセントであり,県内高等学校卒業者の 3 年以内離職率 (36.0 パーセント)に 比べ低い状況にある。

新学習指導要領においては,生涯学習への意欲を高めること,生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ,豊かな生活を営むことができるよう配慮することが示されている。

表6 特別支援学校高等部(本科)卒業者の就職率の推移

(特別支援教育課調べ)

卒業	全国	広島	広島県				
年月	平均	就労継続	支援A型	順位 (位)			
	(%)	含む	含まない				
H18.3	22.7	9.8		47位			
H19.3	23.1	14.8		42位			
H20.3	24.3	19.9		29位			
H21.3	23.7	22.0		22位			
H22.3	23.6	24.2		20位			
H23.3	24.3	25.0		23位			
H24.3	25.0	24.3		18位			
H25.3	27.7	26.0		28位			
H26.3	28.4	33.0		15位			
H27.3	28.8	39.8	28.1	26位			
H28.3	29.4	42.4	31.2	14位			
H29.3	30.1	38.4	28.9	29位			
H30.3	31.2	41.1	35.0	9位			
H31.3	32.3	42.9	40.8	3位			

全国最下位

全国平均を上回る

特別支援学校高等部(本科)卒業者のうち,企業等に就職した者の割合を示す。

卒業	卒業 就職者数			離職者数(人)			離職率(%)			
年月	沉啦	百数	1年目	2 年目	3年目	計	1年目	2年目	3年目	計
шоо э	全体	70	7	2	1	10	10.0	2.9	1.4	14.3
H22. 3	知的	63	7	2	1	10	11.1	3.2	1.6	15.9
1100 3	全体	67	4	3	2	9	6.0	4.5	3.0	13.4
H23. 3	知的	62	4	3	2	9	6.5	4.8	3.2	14.5
1104 2	全体	82	13	2	2	17	15.9	2.4	2.4	20.7
H24. 3	知的	76	13	1	2	16	17.1	1.3	2.6	21.1
H25. 3	全体	101	6	5	2	13	5.9	5.0	2.0	12.9
П20. 3	知的	91	6	2	2	10	6.6	2.2	2.2	11.0
H26. 3	全体	108	8	11	6	25	7.4	10.2	5.6	23.1
П20. 3	知的	103	8	8	6	22	7.8	7.8	5.8	21.4
H27. 3	全体	159	17	7	8	32	10.7	4.4	5.0	20.1
П21.3	知的	153	16	7	8	31	10.5	4.6	5.2	20.3
1100 2	全体	182	16	15	-	31	8.8	8.2	-	17.0
H28. 3	知的	164	11	13	-	24	6.7	7.9	-	14.6
H29. 3	全体	153	12	-	-	12	7.8	-	-	7.8
⊓∠y. 3	知的	141	11	-	-	11	7.8	-	-	7.8

表 7 特別支援学校高等部(本科)卒業者の離職率(各年度5月1日現在)

就職した者のうち,卒業後1~3年の間に離職した数,割合を示す。 広島市立広島特別支援学校を含む。

【課題】

高等部卒業者の就職率は目標を達成したが,就職希望者は増加しており,新規企業・業種の開拓,企業ニーズに応えるため,職業教育の充実を継続する必要がある。

【今後の取組】

引き続き,幼稚部又は小学部から高等部に至るまで一貫した指導の充実を図り,職業的自立を促進する。特に,高等部において,今後,経済団体等との連携強化に努め,キャリア発達を促す職業教育の充実を図るとともに,技能検定の実施,ジョブサポートティーチャーの効果的な活用や企業との連携,就職サポート隊ひろしま(19)登録企業の増加に向けた啓発を行う。

働き続ける力を身に付けさせるため,特別支援学校技能検定の1級取得に粘り強く 取り組む姿勢や失敗してもあきらめずチャレンジする力の育成を図る。

生徒等が生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しむことにつながる教員研修を行うとともに,活動の場を情報提供するなどの支援を行い,生徒等の生涯学習への意欲の向上を図る。

ウ ICTの活用

【現状】

新学習指導要領の障害の特性等に応じた指導及び指導上の配慮では,主体的・対話的で深い学びの実現に向け,ICTを効果的に活用するよう示されている。

全ての県立特別支援学校にタブレット型端末を整備し,授業での効果的な活用 の促進を図っている。

【課題】

全国に比べ,ICT活用に係る環境整備が不十分であり,また,ICTを活用して指導できる教員の割合が低い状況がある。

生徒等一人一人の発達段階や障害の特性,教育的ニーズに応じた授業を行っていてため,教員のICTの活用能力を高める取組が必要である。

		特別支援学校
		H30.3
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	本県	4 . 3人/台 (43 位)
	全国平均	2.7 人台
普通教室の無線LAN整備率	本県	17.2 % (35位)
自地教主の無線に対し、世間学	全国平均	36.2 %
1 学校当たりの電子黒板の整備率	本県	14.7 % (5位)
「子仅当たりの電丁羔似の空補卒	全国平均	7.5 %
超高速インターネット接続率(30Mbps 以上)	本県	100 % (1位)
に同点で177 本川支部で平(SUVIDPS 以工)	全国平均	94.1 %

表8 ICT環境の整備状況

教育用コンピュータとは,指導者用コンピュータ,学習者用コンピュータ(タブレット型端末含む)を指す。

表9 ICT活用に係る指導力

		特別支	援学校
		H29.3	H30.3
教材研究,指導の準備・評価などに ICT を	槕	80.4% (32 位)	81.4% (35 位)
活用する能力	全平均	82.4%	83.2%
授業中にICTを活用して指導する能力	槕	71.6% (30 位)	72.8% (30 位)
技業中に「で活用して相等する能力	全平均	73.6%	75.0%
児童生徒のICT活用を指導する能力	4県	54.9% (36 位)	53.0% (39 位)
元里土ルのパーカ州を拍导する能力	全平均	60.8%	61.1%

指導力に係る指標は、アンケート調査で「わりにできる」「ややできる」と回答した教員の割合である。

【今後の取組】

ICTを活用した指導事例を収集・普及すること等により授業におけるICT 活用の促進を図る。

特別支援学校においては,生徒等に対し,タブレット型端末などのICTを一人1台使える環境の整備を図る。

タブレット型端末などのICTの活用に係る教員の指導力を高める。

エ 医療的ケア

【現状】

医療の進歩に伴い,低出生体重児や重度な先天性の疾患のある生徒等が増加している。そのことに伴い,複数の医療的ケアや呼吸管理等の高度な医療的ケアを必要とする生徒等が増加している。

日常的に医療的ケアを必要とする生徒等が在籍する特別支援学校に看護師を配置し,安全かつ適正な医療的ケアの実施体制の整備を図っている。

表 10 特別支援学校における医療的ケアを必要とする生徒等の数と看護師の数

(各年度5月1日現在)

年度		医療的ケアを必要とする生徒等								
十反	咽頭前の吸引	咽頭奥の吸引	気管孔ケア	酸素療法	看護師					
H27 (対象者数 98 名)	70	51	23	7	24					
H30 (対象者数 99 名)	60	56	28	11	32					

県立特別支援学校に通う通学生を対象とする。

表 11 小・中学校等における医療的ケアを必要とする児童生徒の数と看護師の数

(各年度5月1日現在)

		医療的ケ	アを必要とする	る生徒等		
年度	校種	学校数	児童生徒数	市町 (人数)	看護師
	化文化里	子仪数	元里土1处数	市	町	
H27	小学校	8	9	4 (6)	3 (3)	2
П21	中学校	2	2	1(1)	1(1)	1
H30	小学校	14	17	7 (16)	1(1)	12
пзи	中学校	3	3	1(1)	2 (2)	1

【課題】

先天性の疾患のある生徒等では,運動障害や知的障害の他に内部障害や感覚障害を有することがあり,生徒等一人一人の教育と安全の両面に渡る環境整備と専門性の向上が必要である。

生徒等の障害の多様化に伴い,学校での医療的ケアの実施の可否や対応方法について,専門的な判断を必要とする事例が増加している。

医療的ケアの種類や頻度のみに着目するのではなく,基礎疾患や治療歴,病態(障害や病気の状態)の変化を踏まえた教育と医療的ケアを実施することが求められている。

幼・保・こ・小・中・高等学校等にも医療的ケアが必要な生徒等が増えてきている。

【今後の取組】

生徒等一人一人の疾病や障害並びに治療やケアを的確に把握し,一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うため,生徒等及び保護者を中心にして病態(障害や病気の状態)を悪化させない教育と医療・福祉の連携・協働を進める。

呼吸管理等の高度な医療的ケアに対して,安全に教育活動ができるように組織的に対応できる体制を整備するとともに,病態の悪化により医療的ケアが必要になることや高度な医療的ケアへの移行を予防する観点を共有して取り組む。

重複障害のある生徒等とともに,医療的ケアが必要な生徒等への指導を充実させるため,医師,看護師,理学療法士,作業療法士,言語聴覚士等の専門家との連携を一層密にする。

医療的ケア実施体制を強化し,看護師を適正に配置するとともに,医療情報を 生かすための研修を行う。

教育委員会及び特別支援学校の取組の成果を,幼・保・こ・小・中・高等学校 等に普及・啓発し,生徒等一人一人の教育的ニーズに対応し,支援する医療的ケアの実施を促す。

オ センター的機能の充実

【現状】

特別支援学校への幼・保・こ・小・中・高等学校等からの支援要請が増加している。特に,高等学校等における通級による指導が実施可能となった平成30年度からは,高等学校等からの支援要請が増加している。

教員の専門性や施設・設備を生かした地域の特別支援教育に関するセンター的機能を果たすよう,研修を実施している。

幼·小·中·高等学校等 生徒等,保護者を 幼・小・中・高等学校等の 年度 の教員等への支援 対象とした相談 教員等に対する研修協力 (支援人数) (支援人数) (研修参加人数) H 20 1,887 430 3,507 H 21 1,876 488 3,544 H 22 2,171 637 3,444 H 23 1,931 616 4,220 1,822 H 24 2,864 5,179 H 25 3,471 2,270 5,437 H 26 3,580 2,187 6,619 H 27 4,051 1,693 6,404 H 28 2,061 5,371 4,313 H 29 4,250 2,190 6,464 H 30 3,987 2,168 5,087

表 12 センター的機能調査集計結果

集計は,県立特別支援学校のみ。

【課題】

障害のある生徒等の保護者からの教育相談や保育所・幼稚園,小・中学校等及 び高等学校等からの支援要請が増加,多様化しており,指導方法・支援方法につ いての情報発信を含め,特別支援学校のセンター的機能を更に充実させる必要が ある。

【今後の取組】

特別支援学校の専任の教育相談主任の拡充や活用体制の整備により、センター 的機能の更なる充実を図るとともに、教育センターや広島大学と連携し、教育相 談主任や特別支援教育コーディネーターへの専門性向上のための研修を充実する。

- (15)認定特定行為業務従事者の資格を持つ教員が看護師の指導監督の下に実施できる特定行為(口腔内の吸引と栄養剤の注入)と,看護師が実施する特定行為以外の医行為(導尿,酸素投与,インシュリン注射等)があり,本県では近年,看護師でなければ対応できないような高度な医療的ケアのニーズが増えています。
- (16)特別支援学校には,生徒等,保護者,幼・小・中・高等学校等の教員等に対して教育相談を行うなど,各特別支援学校の教員の専門性や施設・設備等を生かした地域における特別支援教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすことが求められています。特別支援学校に期待されるセンター的機能の例としては,次のようなものがあります。

(以下,平成17年12月18日中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」より抜粋)

- ・ 小・中学校等の教員への支援機能
- ・ 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ・ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- 福祉,医療,労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ・ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能
- (17)知的障害のある高等部生徒の職業的自立の促進のため,平成 21 年度に県立特別支援学校2校の高等部普通科に設置しました。令和元年度現在,市立特別支援学校を含め県内3校に設置されています。軽度の知的障害のある生徒に,職業教育に重点を置いた教育課程を編成し,職業生活に必要な意欲,基礎的な知識や技能,実践的な態度の育成に努め,県内特別支援学校の牽引的な役割を果たしています。
- (18)特別支援学校における職業的自立を促進する指導の充実を図るため、生徒への面接指導、 生徒の実態把握に基づく企業開拓、ハローワーク等の関係機関との連携、校内研修会等の 講師などの業務を専任で行う者をいいます。
- (19)企業への就職を目指す特別支援学校高等部生徒の働く力の育成及び就労促進を図るため, 企業との連携・協力による職業教育の充実を進めるための制度です。企業のサポート内容 として,職場実習等への協力のほか,学校の授業や校内の作業学習への助言・指導,企業 参観日等の特別支援学校の行事への参加などがあります。

(2)県立特別支援学校の教育環境の充実・整備

【推進方針】

知的障害のある児童生徒の増加に対応した適切な教育環境の整備を図るとともに,今後の特別支援教育の在り方について検討し,職業教育の充実を始めとする特別支援学校における教育の一層の充実を図ります。

【現状】

平成 20 年度に 1,528 名であった県立特別支援学校在籍者は,令和元年度は 2,228 名となり,この 11 年間で 1.46 倍となっている。特に,知的障害者を対象と する県立特別支援学校の在籍者の増加が著しく,平成 20 年度に 1,093 名であった 在籍者は,令和元年度は 1,807 名となっている。

特別支援学校在籍者数の増加に伴い,複数の障害種別に対応した学校へ再編を 行うとともに,関係学校の就学区域の変更を行った。また,知的障害者を対象と する特別支援学校を県立高等学校跡地へ移転・開校した。

【課題】

在籍者数が増加している知的障害者を対象とする特別支援学校においては,教室不足が生じており,特別教室を転用したり,普通教室を分割したりして対応をしている。

【今後の取組】

知的障害のある児童生徒を対象とした特別支援学校の在籍者数が年々増加していることから,在籍者数の推移,学校施設の状況等を踏まえ,知的障害のある児童生徒の教育的ニーズに対応するため,適切な教育環境の整備を図る。

高等部普通科職業コースにおける,これまでの成果等を踏まえ,職業教育の一層の充実を図るため,職業コースの拡充や施設・設備の整備等,今後の特別支援学校の在り方について,他県の取組事例も参考にしながら検討を進める。

知的障害のみならず,全ての障害種別の特別支援学校の就学区域,通学方法, 寄宿舎の在り方等を含め,将来推計に基づいた整備計画を検討する。

表 13 特別支援学校高等部(本科)卒業者の就職率等

	卒業年月	H 3 0 (H31.3卒)	R 1 0 (R11.3卒)		
就職希望者のうち,	就職した者の割合	100 %	100 %		
就職希望者のう 技能検定 1 級を耶	•	8 2 . 6 %	100 %		
全ての卒業者のうち 就職した者の割合	全国順位	3 位	1 位		

表 14 ICT環境の整備状況

		特別支援	学校	
		H 2 9	R 1 0	
教育用コンピュータ	本県	4 . 3人/台 (43 位)	1 1 //	
1 台当たりの児童生徒数	全国平均	2.7人/台	1人/台	
並活勃完の無伯」AN較供家	本県	17.2% (35位)	1 0 0 06	
普通教室の無線LAN整備率	全国平均	36.2%	100 %	

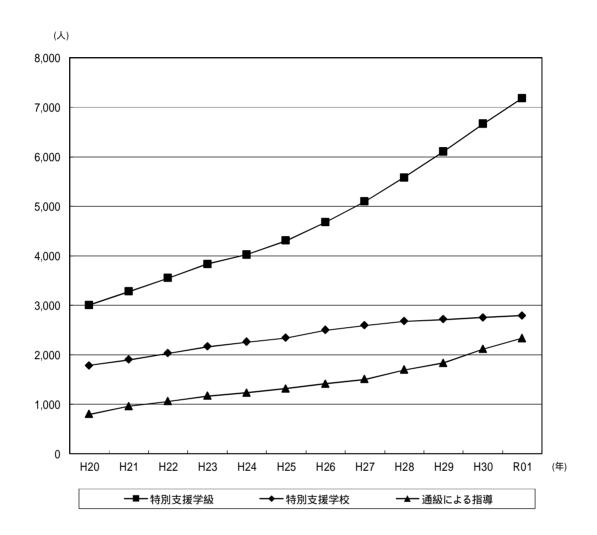
教育用コンピュータとは,指導者用コンピュータ,学習者用コンピュータ(タブレット型端末含む)を指す。

表 15 ICT活用に係る指導力

		特別支援	学校
		H 2 9	R 1 0
教材研究,指導の準備・評価などに ICT	本県	81.4% (35位)	100 %
を活用する能力	全野均	83.2%	100 70
授業中にICTを活用して指導する能力	棋	72.8% (30位)	100 %
対条中にに「を泊州して相等する配力	全平均	75.0%	100 90
旧帝生往のは『洋田を指摘する能力	裸	53.0% (39位)	100 %
児童生徒のICT活用を指導する能力 	全野均	61.1%	100 %

資料編

特別支援学校等の在籍者数の推移



(県教育委員会調 各年5月1日現在,単位:人)

区分 年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	増減 (H20 R01) H20を100とした 場合の増加率(%)
特別支援学校	1,787	1,898	2,027	2,163	2,260	2,340	2,494	2,592	2,673	2,713	2,755	2,788	1,001人增加 (156%)
特別支援学級	3,005	3,274	3,547	3,832	4,024	4,302	4,672	5,096	5,579	6,104	6,659	7,180	4,175人增加 (239%)
通級による指導	799	961	1,060	1,165	1,235	1,316	1,414	1,501	1,696	1,834	2,114	2,334	1,535人増加 (292%)

特別支援学校の児童生徒数の推移

(県教育委員会調 各年5月1日現在,単位:人)

障害種別	6	学校名	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
視覚障害	広島中:	央	83	79	73	83	84	76	66	68	71	61	57	50
	広島南	本校	88	87	88	90	88	88	82	86	76	71	73	74
聴覚障害	四局用	呉分校	11	9	11	8	9	5	7					
	尾道		13	13	12	14	17	15	17	14	13	16	18	17
	呉南									14	16	18	18	18
	広島		99	89	86	94	90	90	83	87	85	92	95	107
┃ 肢体不自由	福山		61	66	75	79	76	70	76	82	84	81	80	72
放冲小日田	西条	本校	46	59	63	72	64	52	64	69	70	60	63	67
	四宗	八本松分級	9	10	10	10	12	10	9	10	6	5	4	2
病 弱	広島西		25	23	26	25	23	27	24	19	21	18	15	14
	尾道 本校				9	18	41	63	90	100	106	103	94	94
		しまなみ分校					37	33	25	29	26	27	25	22
	広島										27	51	78	77
	廿日市		152	158	171	181	182	180	190	206	217	215	212	220
	福山北		207	222	239	258	277	309	337	365	397	398	402	382
		本校	93	105	105	103	113	113	112	112	115	117	120	125
	三原	しまなみ分級	28	30	37	41								
		大崎分教室	4	5	4	3	5	4	6	3	5	4	5	2
知的障害	呉	本校	117	133	158	184	184	175	170	140	131	103	108	101
		江能分級	7	10	12	11	12	13	15	17	19	21	21	16
	庄原	本校	47	46	54	64	81	79	79	76	84	84	92	93
		三次・粟屋分級	3	3								1		
	広島北		204	210	245	264	286	280	288	306	281	263	237	238
	沼隈		137	135	136	134	136	130	130	114	101	104	104	114
	92,08	本校	86	96	92	97	96	113	129	121	121	129	141	153
	安油分級		8	8	8	8	6	6	6	5	4	4	3	3
	吳南(H25,H26城島南吳城) 広島市立広島		259	302	313	322	341	14 395	32 457	65 484	119 478	154 514	163 527	167 560
										_				
	合	計	1,787	1,898	2,027	2,163	2,260	2,340	2,494	2,592	2,673	2,713	2,755	2,788

特別支援学校障害種別・学部別在籍者数の推移

(県教育委員会調 各年5月1日現在,単位:人)

	区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	H20比増減
	視覚障害	83	79	73	83	84	76	66	68	71	61	57	50	-33
障	聴覚障害	112	109	111	112	114	108	106	114	105	105	109	109	-3
障害種別	肢体不自由	215	224	234	255	242	222	232	248	245	238	242	248	+33
莂	病 弱	25	23	26	25	23	27	24	19	21	18	15	14	-11
	知的障害	1,352	1,463	1,583	1,688	1,797	1,907	2,066	2,143	2,231	2,291	2,332	2,367	+1,015
	幼稚部	25	21	21	14	18	20	19	21	22	22	21	21	-4
学	小学部	504	529	539	581	582	632	674	735	787	809	865	913	+409
部	中学部	397	423	436	466	502	486	545	550	575	551	554	572	+175
	高等部	861	925	1,031	1,102	1,158	1,202	1,256	1,286	1,289	1,331	1,315	1,282	+421
	合 計	1,787	1,898	2,027	2,163	2,260	2,340	2,494	2,592	2,673	2,713	2,755	2,788	+1,001

義務教育段階における児童生徒就学等の状況

	A+B+0	この割合	特別支 在籍者(援学校 の割合A	特別支 在籍者(通級による指導の 対象生徒等の割合C		
年度	全国	広島県	全国	広島県	全国	広島県	全国	広島県	
H20	2.3%	1.9%	0.6%	0.4%	1.2%	1.2%	0.5%	0.3%	
H21	2.3%	2.1%	0.6%	0.4%	1.3%	1.3%	0.5%	0.4%	
H22	2.5%	2.3%	0.6%	0.4%	1.4%	1.5%	0.6%	0.4%	
H23	2.7%	2.5%	0.6%	0.4%	1.5%	1.6%	0.6%	0.5%	
H24	2.9%	2.7%	0.6%	0.5%	1.6%	1.7%	0.7%	0.5%	
H25	3.1%	2.9%	0.7%	0.5%	1.7%	1.8%	0.8%	0.6%	
H26	3.3%	3.1%	0.7%	0.5%	1.8%	2.0%	0.8%	0.6%	
H27	3.6%	3.4%	0.7%	0.6%	2.0%	2.2%	0.9%	0.6%	
H28	3.9%	3.7%	0.7%	0.6%	2.2%	2.4%	1.0%	0.7%	
H29	4.2%	4.0%	0.7%	0.6%	2.4%	2.7%	1.1%	0.8%	
H30	4.6%	4.4%	0.7%	0.6%	2.6%	2.9%	1.3%	0.9%	

各数値は義務教育段階における就学者の割合を示す。

県教育委員会ホームページ掲載資料等の一覧

就学相談支援に関する資料	障害のある子供の学び
教育支援ガイドブック	の場や就学に関する情報
学校紹介	等を紹介
進路指導に関する資料	中学生の進路選択に役
明日にはばたく(中学生用)	立つ資料を紹介
授業改善等に関する資料	
盲・ろう・養護学校 授業改善ハンドブック	
特別支援教育ハンドブックNo.3	
職場実習の手引	
特別支援教育作業学習ハンドブック	 日頃の指導や学級経営
分かりやすい授業づくり・居心地のよい学級づくり	に役立つ資料を紹介
特別支援学校技能検定 指示書・評価票	
特別支援教育ハンドブックNo.1(改訂版)について	
通級指導担当教員専門性向上事業(実践事例)	
自閉症・情緒障害特別支援学級専門性向上事業	
気になる生徒の支援につなげるチェックリスト	
理解・啓発,支援体制の充実に関する資料	
発達障害のある子どもたちの理解と支援	
小・中学校等における特別支援教育推進のヒント集 笑顔のために	
学習障害のある子どもの理解に向けてのパンフレット	
一人一人が輝くために	
- 小・中学校における障害のある児童生徒のための支援体制づくり -	障害に関する理解・啓
特別支援教育ハンドブックNo.2	発に関するリーフレット
特別支援教育ハンドブックNo. 4	等や、学校の支援体制の
「つなぐ支援のなぐ笑顔~スムーズな校種間連携のために~」	充実に役立つ資料等を紹
高等学校における「通級による指導」がはじまります!	介
特別支援学校就職サポート隊ひろしま	
県立特別支援学校のセンター的機能を発揮する地域	
広島県立高等学校における「通級による指導」に係る相談先	
特別支援学校	
エリア図及び学校一覧	
医療的ケアに関する資料	特別支援学校における
広島県立特別支援学校で実施している医療的ケア	医療的ケア、医療的ケア
呼吸や食事等に特別な配慮を必要とする子供たちの成長のために	の必要な児童生徒の教育
	のポイント等を紹介

特別支援学級担任,通級による指導担当教員の経験年数

(特別支援教育課調べ H29.5.1現在)

			内訳()	,	スの内性	別支援教	
区分	'	教員数	,	臨時的		が又扱教 未満の教員	
			本務者	任用者	教員数	本務者	臨採
	小学校	1,067	820	247	662	484	178
	小子仪	1,007	76.9%	23.1%	62.0%	73.1%	26.9%
特別支援	持別支援 中学校		369	53	218	173	45
学級担任	中子仪	422	87.4%	12.6%	51.7%	79.4%	20.6%
	計	1,489	1,189	300	880	657	223
	П	1,409	79.9%	20.1%	59.1%	74.7%	25.3%
 通級による		111	100	11	38	28	10
指導担当教員		111	90.1%	9.9%	34.2%	73.7%	26.3%

免許法認定講習の状況

		年度	H20	H21	H22	H23	H 24	H 25	H 26	H27	H 28	H 29	H 30	R01
	科目数		4	6	6	7	7	8	8	8	8	8	8	8
		全体			894	1,005	1,048	1,240	1,176	1,088	1,115	1,033	1,069	916
		県立特別支援学校			368	489	526	715	713	659	653	556	543	467
177		県立高等学校			13	12	7	13	2	5	2	27	19	7
受講	内	小中学校			346	374	394	370	307	274	304	271	319	270
者数		広島市 (小中学校 及び特別支援学校)			157	128	121	142	152	149	148	169	184	166
		その他 (国立,私立,県外等)			10	2	0	0	2	1	8	10	4	6

業種別就職状況

【業種別就職者】本科全体(特別支援教育課の分類による)

年度	卒業年月	農業	製造・ 加工	小売・ サービス	清掃・ クリーニング	事務
H20	H21.3	3.5%	40.3%	33.3%	21.1%	1.7%
H21	H22.3	1.4%	34.3%	37.1%	27.1%	0.0%
H22	H23.3	9.1%	22.7%	37.9%	22.7%	7.6%
H23	H24.3	2.4%	31.7%	42.7%	22.0%	1.2%
H24	H25.3	5.9%	35.6%	26.7%	29.8%	2.0%
H25	H26.3	2.8%	41.7%	34.3%	18.5%	2.8%
H26	H27.3	4.4%	45.3%	31.4%	17.6%	1.3%
H27	H28.3	3.8%	42.3%	28.0%	22.0%	3.8%
H28	H29.3	1.9%	32.3%	52.9%	11.0%	1.9%
H29	H30.3	3.4%	38.1%	48.9%	9.7%	0.0%
H30	H31.3	1.1%	43.8%	50.8%	3.8%	0.5%

就労継続支援A型を含む。

職業コース (平成21年度2校に設置)の就職率

区分	学坛夕	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
区方	学校名	(H24.3卒)	(H25.3卒)	(H26.3卒)	(H27.3卒)	(H28.3卒)	(H29.3卒)	(H30.3卒)	(H31.3卒)
在籍者数	福山北	7人	6人	7人	8人	8人	15人	16人	16人
1工相 日 奴	広島北	8人	8人	13人	16人	15人	16人	15人	10人
就職希望	福山北	7人	6人	7人	8人	8人	14人	16人	16人
者数	広島北	8人	8人	12人	16人	15人	16人	15人	10人
	福山北	6人	6人	7人	8人	8人	13人	16人	16人
就職者数	神田さり	85.7%	100%	100%	100%	100%	86.7%	100%	100%
就職率	広島北	8人	8人	12人	14人	13人	16人	14人	10人
	四国心	100%	100%	92.3%	87.5%	93.3%	100%	93.3%	100%

「ジョブサポートティーチャー(就職支援教員)」の配置状況(平成 18 年度事業開始)

年度	広島中央	広島南	尾道	広島	福山	西条	広島西	廿日市	福山北	三原	呉	庄原	広島北	沼隈	黒瀬	呉南	市立広島	計
H18		724 113	7-2-	и	ІВЩ	II.	2200	нци	щщи	_//		12/31	ALL DIO	/HFK	MITTE) (ITS	,	2名
H19																		2名
H20																		3名 4名
H21																		4名
H22																		4名
H23																		5名
H24																		6名
H25																		7名
H26																		10名
H27																		11名
H28																		13名
H29																		14名
H30																		14名
R01																		14名

…本務校 , …兼務校

... 2 名配置

「特別支援学校技能検定」の実施状況(平成23年度事業開始)

分野			清				接客	ワープロ	流	通·物	流	Ê	品加	Г	
種目年度	テー ブル拭き	自在ぼうき	モップ	ダスター クロス	スクイー ジー	計	喫茶サー ビス	速度・文書作成	商品化	運搬・陳列	計	調理	技術	計	合計
H23	119	109	47	37	27	339	44	0	0	0	0	0	0	0	383
H24	219	182	65	81	43	590	92	109	43	43	86	18	18	36	913
H25	234	224	107	116	85	766	115	222	140	112	252	59	37	96	1,451
H26	219	250	142	151	113	875	126	256	145	124	269	110	68	178	1,704
H27	259	249	137	150	133	928	141	309	147	112	259	120	102	222	1,859
H28	288	332	141	178	118	1,057	169	281	177	137	314	137	110	247	2,068
H29	312	295	180	186	107	1,080	146	287	170	126	296	130	129	259	2,068
H30	298	285	172	182	130	1,067	122	275	168	126	294	112	77	189	1,947
R01	303	267	172	178	124	1,044	143	261	119	101	220	108	78	186	1,854

平成23年度は清掃及び接客を年1回実施

「特別支援学校技能検定」の1級認定状況(平成23年度事業開始)

分 野	種 目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
	テーブル拭き	12.6%	18.7%	27.4%	37.0%	34.0%	29.9%	32.7%	37.9%	30.7%
	自在ぼうき	1.8%	22.5%	25.4%	15.2%	22.1%	22.0%	22.0%	26.7%	31.8%
;主+3	モップ	0.0%	3.1%	9.3%	13.4%	13.9%	21.3%	13.9%	22.7%	22.7%
清掃	ダスタークロス	2.7%	11.1%	19.8%	15.2%	16.7%	11.2%	15.6%	19.8%	20.2%
	スクイージー	0.0%	2.3%	11.8%	8.8%	3.0%	11.0%	7.5%	8.5%	19.4%
	計	5.3%	15.9%	21.4%	19.5%	20.6%	21.0%	21.2%	25.8%	26.5%
接客	喫茶サービス	27.3%	22.8%	20.0%	26.2%	26.2%	29.0%	30.1%	26.2%	43.4%
ワープロ	速度·文書作成		41.3%	27.9%	24.6%	29.1%	27.0%	34.1%	28.4%	29.5%
	商品化		41.9%	32.9%	30.3%	39.5%	37.9%	35.9%	53.6%	38.7%
流通·物流	運搬・陳列		20.9%	25.0%	22.6%	36.6%	38.7%	40.5%	39.7%	45.5%
	計		31.4%	29.4%	26.8%	38.2%	38.2%	37.8%	47.6%	41.8%
	調理		11.1%	22.0%	25.5%	21.7%	24.1%	28.5%	25.9%	23.1%
食品加工	技術		27.8%	18.9%	36.8%	23.5%	17.3%	34.1%	39.0%	39.7%
	計		19.4%	20.8%	29.8%	22.5%	21.1%	31.3%	31.2%	30.1%
	合計	7.8%	21.2%	23.6%	23.0%	25.1%	25.1%	27.3%	30.0%	30.4%

「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」登録状況(平成26年度事業開始)

年度	登録社数	サポート内容	登録企業への就職者数
H26	81	職場見学	
H27	81	就業体験	
H28	44	職場実習	377人
H29	52	作業学習への助言	(平成26年度~平成30年度)
H30	63	特別支援学校技能検定への協力	
計	321社	特別支援学校との連携など	

平成24年度から全種目実施,清掃及び接客を年2回,その他の種目を年1回実施

平成25年度から全種目を年2回実施

理学療法士等の配置状況

(令和元年5月1日現在)

当拉尔	Ę	専門家配置	置		
学校名	PT	OT	ST		
広島中央					
広島南					
尼 诺					
尾道しまなみ分校					
広島					
福山					
而冬					
西条 八本松分級					
ム島四					
廿日市					
福山北					
三原					
^{二原} 大崎分教室					
呉 (天然 八 紀					
庄原					
広島北					
沼隈					
黒瀬「中津八畑					
女浦分級					
呉南	40	40	0		
配置人数	18	19	3		

区分	配置による効果
理学療法士(PT)	・姿勢及び運動の指導による体力の向上 ・医療的ケアの減少 ・脱臼,変形等の予防 ・補装具等の適切な活用
作業療法士(01)	・コミュニケーション手段の確立 ・感覚・運動機能の向上 ・個に応じた学習機器の開発
言語聴覚士(ST)	・聴覚及び補聴器等の適切な活用 ・聴力に応じた補聴器等の適切な活用 ・コミュニケーション手段の適切な選択と活用 ・音声・言語機能の維持向上

医ケア対象児童生徒及び看護師配置状況

(各年度5月1日現在)

	(育牛皮)力!										
年度	実施	看護師	Ż	付象幼児児	見童生徒数	女(通学生)	訪問	総計	人工	
十反	校数	配置数	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計	教育	がいロー	呼吸器	
H20	10	14	0	42	30	27	99	44	143	24	
H21	12	17	0	46	23	30	99	43	142	22	
H22	12	19	0	50	20	38	108	55	163	26	
H23	12	21	1	45	33	31	110	57	167	29	
H24	12	20	1	38	34	23	96	56	152	27 (1)	
H25	12	21	1	40	24	22	87	62	149	26 (1)	
H26	11	24	1	43	21	27	92	61	153	29 (1)	
H27	11	24	0	45	21	32	98	64	162	32 (1)	
H28	12	27	1	49	24	33	107	63	170	31 (1)	
H29	11	30	1	47	23	26	97	60	157	26 (1)	
H30	11	32	0	51	30	18	99	64	163	28 (1)	
R01	12	35	0	61	30	21	112	67	179	31 (3)	

人工呼吸器欄の人数の内,()内の人数は通学生

特別支援学校の専任の教育相談主任の配置

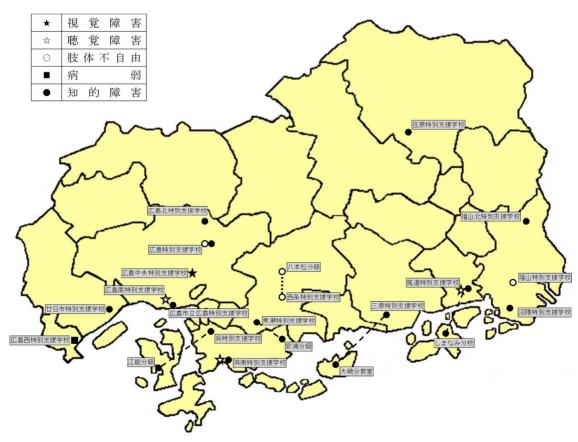
(各年度5月1日現在)

(台中及5月1口現住)								14/						
	学校名	障害種別	H20	H 21	H 22	H23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R01
広島中	央	視覚障害												
広島南	9	聴覚障害												
		聴覚障害												
尾道		知的障害												
	しまなみ分校	知的障害												
広島		肢体不自由												
		知的障害												
福山		肢体不自由												
西条		肢体不自由												
	八本松分級	肢体不自由												
広島西	9	病弱												
廿日市	ī	知的障害												
福山北	ե	知的障害												
		知的障害												
三原	大崎分教室	知的障害												
10		知的障害												
呉	江能分級	知的障害												
庄原		知的障害												
広島北	Ľ	知的障害												
沼隈		知的障害												
		知的障害												
黒瀬	安浦分級	知的障害												
呉南		聴覚障害 知的障害												
	県立計		6	7	8	10	11	13	14	15	16	19	19	19
市立区	.島	知的障害												
त	立含む計		6	7	8	10	12	14	15	16	17	20	21	21

県立特別支援学校再編整備等の状況

年度	学校名	区分	内 容
H21	西条特別支援学校	就学区域	就学区域を拡大(通学生を受入)
	庄原特別支援学校	分級の廃止	三次・粟屋分級を廃止【年度末】
	広島南特別支援学校	科の一部 廃止	高等部理容科及び同専攻科理容科を廃止【年度末】
H22	尾道特別支援学校	複数障害種 の併置	知的障害部門(小学部・中学部)を設置
	広島南特別支援学校	就学区域	高等部普通科の就学区域を全県一円化
	広島南特別支援学校呉分校 (現 呉南特別支援学校) 尾道特別支援学校	部門の一部 廃止	聴覚障害部門(高等部)を廃止【年度末】
H24	三原特別支援学校しまなみ分級	移管	三原特別支援学校しまなみ分級から
	(現 尾道特別支援学校しまなみ分校)		尾道特別支援学校しまなみ分校へ移管
	尾道特別支援学校	複数障害種 の併置	知的障害部門(高等部)を設置
H25	福山北特別支援学校	移転	閉校した自彊高等学校跡地へ移転
	広島南特別支援学校呉分校 (現 呉南特別支援学校)	複数障害種 の併置	知的障害部門(小学部・中学部)を設置
H27	広島南特別支援学校呉分校 (現 呉南特別支援学校)	本校化及び 複数障害種 の併置	広島南特別支援学校呉分校から呉南特別支援学校として 本校化及び知的障害部門(高等部)を設置
H28	広島特別支援学校	複数障害種 の併置	知的障害部門(小学部・中学部・高等部)を設置
	廿日市特別支援学校	増設	敷地内に教室棟を増設
	廿日市特別支援学校 黒瀬特別支援学校 呉南特別支援学校	増設	敷地内に教室棟を増設
	黒瀬特別支援学校	分級の廃止	安浦分級を廃止【年度末】

特別支援学校配置図(令和元年5月1日現在)



広島県特別支援教育ビジョンの概要 多様な学びの場に応じた特別支援教育の充実 ~

《目指す姿》

全ての学校において、幼児児童生徒の自立や社会参加が図られている。

特別支援教育の理念

一人一人の教育的ニーズを的確に把握し,その持てる力を高め,障害による生活上や 学習上の困難を改善・克服するよう,適切な指導や必要な支援を行う。

特別支援教育の推進

1 支援体制の整備

(取組)

多様な学びの場の充実

各市町の就学相談支援体制の強化

乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援 を行うための切れ目ない支援体制の整備

交流及び共同学習の充実

特別支援教育の保護者等への理解啓発 等

(数値目標・達成期間)

・個別の計画等の作成率,活用率,有効性

公立幼・小・中・高 100% (R10) 等

2 教員の専門性の向上

(取組)

学びの場に応じた研修

通常の学級

分かりやすい授業づくりや集団づくり等

通級による指導

自立活動の内容や校内連携等

特別支援学級

教育課程,教科指導及び学級経営等

地域の中核となる教員の育成

特別支援学級担任,通級による指導担当者を対象とした免許法認定講習の実施,受講の促進

特別支援学校教員の複数障害種免許状取得の促進 等

(数値目標・達成期間)

·特別支援学校教諭免許状保有率

通級による指導 100%(R10)

特別支援学級 60%(R10)

特別支援学校 100%(R10)

所属校の障害種別の免許状保有率

3 特別支援学校における教育の充実

(1)障害の特性等に応じた指導及び指導上の配慮の充実等

(取組)

カリキュラム・マネジメントの推進

一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容や指導 方法,障害の特性等に応じた指導及び指導上の配 慮及び評価の在り方の工夫・改善

職業的自立を促進する教育の推進(経済団体等との連携強化,職業教育の充実,技能検定の実施,ジョブサポートティーチャーの効果的な活用,企業との連携,就職サポート隊ひろしま登録企業の増加に向けた啓発)

授業におけるICT活用の促進,環境整備,教員の指導力の向上

重複障害のある生徒等,医療的ケアが必要な生徒 等への指導の充実(専門家との連携,支援機器の 活用)

医療的ケア実施体制の強化

センター的機能の更なる充実(専任の教育相談主任の効果的な活用) 等

(数値目標・達成期間)

- ・高等部卒業者就職率の全国順位 1位(R10)
- ・卒業までに技能検定1級を取得する者の割合 100%(R10)
- ・ICT環境整備 1人/台(R10)
- ・ICT活用・指導力 100%(R10) 等

(2)県立特別支援学校の教育環境の充実・整備

(取組)

知的障害のある児童生徒の増加に対応した適切な 学習環境の整備

職業教育の一層の充実

今後の特別支援学校の在り方を検討